

○日本育英会が専修学校に在学する者に対し学資の貸与を行う場合の当該者の
在学する専修学校の課程を定める省令

昭和59年 8 月 7 日

文部省令第44号

改正 昭和61年 4 月 5 日文部省令第23号

平成 8 年 6 月12日文部省令第25号

平成12年10月31日文部省令第53号

日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第 2 条第 1 項の表備考第 5 号の規定に基づき，日本育英会が専修学校に在学する者に対し学資の貸与を行う場合の当該者の在学する専修学校の課程を定める省令（昭和55年文部省令第13号）の全部を改正する省令を次のように定める。

日本育英会が専修学校に在学する者に対し学資の貸与を行う場合の当該者の在学する専修学校の課程を定める省令

日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第 2 条第 1 項の表備考第 5 号に規定する文部科学省令で定める高等課程及び専門課程は，工業関係，農業関係，医療関係，衛生関係，教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾，デザイン，写真，外国語，音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であつて，その授業が年 2 回を超えない一定の時期に開始され，かつ，その終期が明確に定められているものとする。

附 則

この省令は，公布の日から施行し，昭和59年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和61年 4 月 5 日文部省令第23号）

この省令は，公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月12日文部省令第25号）

この省令は，平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は，内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年 1 月 6 日）から施行する。